

青森県信用組合

けんしんよう はばたき奨学金

青森県信用組合では長きに亘りご支援をいただいている地域の皆さまへの感謝の気持ちとして、返還不要の奨学金制度を創設しました。この奨学金制度は、母子家庭・父子家庭、住民非課税世帯等で高校に入学された方を対象に、就学上必要な学資金として奨学金を給付し、地域社会に貢献することを目的としています。

下記の募集内容をご確認のうえ、最寄りの営業店窓口へお申し込みください。ご応募をお待ちしております。

1. 受給資格

次のいずれにも該当する方が対象となります。

(1) 対象者

青森県内に住所を有している母子家庭・父子家庭、住民税非課税世帯等の県内高等学校の新入学生で、学業に熱意をもって励む方。

(2) 収入要件

学生本人の父母もしくはこれに代わって家計を支えている方(主たる家計支持者1名)の収入が下記金額以下であること。

	給与所得者	給与所得者以外
収入要件	270万円(税込み) 源泉徴収票の支払金額	135万円(税込み) 確定申告書等の所得金額

※ 住民税非課税世帯の方は収入要件の制限はありません。

2. 募集人員

10名程度(厳正な選考の結果、受給者を決定します)

3. 募集期間

令和6年4月1日(月)～令和6年4月30日(火)

4. 奨学金給付額・給付時期

(1) 給付額

100,000円(一括給付)

(2) 給付時期・方法

令和6年5月24日(金)に申込人(学生本人)名義の当組合普通預金口座へ振込します。

※詳細につきましては、令和6年度「けんしんよう はばたき奨学金」募集要項にてご確認ください。

令和6年度 「けんしんよう はばたき奨学金」 募集要項

(給付型奨学金)

青森県信用組合では、地域への社会貢献活動の一環として返済不要の給付型奨学金制度「けんしんよう はばたき奨学金」を設けております。受給をご希望の方は次の募集要項をご確認のうえ、お申込ください。

1. 受給資格

次のいずれにも該当する方が対象となります。

(1) 対象者

青森県内に住所を有している母子家庭・父子家庭、住民税非課税世帯等の県内高等学校の新入学生で、学業に熱意をもって励む方。

※ 新入学生が対象となります。次年度（2学年）以降の方は対象外です。

(2) 収入要件

学生本人の父母もしくはこれに代わって家計を支えている方（主たる家計支持者1名）の収入が下記金額以下であること。

	給与所得者	給与所得者以外
収入要件	270万円（税込み） 源泉徴収票の支払金額	135万円（税込み） 確定申告書等の所得金額

※ 住民税非課税世帯の方は収入要件の制限はありません。

2. 募集人員

10名程度（厳正な選考の結果、受給者を決定します）

3. 募集期間

令和6年4月1日（月）～令和6年4月30日（火）

4. 受給者への決定通知

募集期間終了後5月中旬までに受給者を決定し、受給者の方に受給手続き等文書によりご連絡いたします。

5. 奨学金給付額・給付時期

(1) 給付額

100,000円 (一括給付)

(2) 給付時期・方法

令和6年5月24日(金)に申込人(学生本人)名義の当組合普通預金口座へ振込します。

※奨学金給付にあたり、当組合の普通預金口座を開設していただきます。

※「けんしんよう はばたき奨学金」は返還不要の給付型奨学金です。

6. 応募手続き

(1) 提出書類

①給付型奨学金「けんしんよう はばたき奨学金」給付申込書

②個人情報の保護に関する同意書

③合格通知書

④住民票謄本(世帯全員の続柄が記載されているもの、マイナンバーの記載は不要)

⑤保護者の収入に関する書類

- ・給与所得者・・・・・・・・源泉徴収票
- ・給与所得者以外

【確定申告を申告書の持参・郵送により行った場合】

→確定申告書(控)の写し(税務署の受付印があるもの)

※税務署の受付印がないものは加えて市役所・町村役場発行の「所得証明書」(原本)が必要になります。

【確定申告を電子申告により行った場合】

→申告内容確認票の写し(受信通知又は即時通知を添付)

【公的年金受給の場合】

→公的年金等の源泉徴収票の写し(最新のもの)

【その他】

→その他年間の収入が分かる書類(最新のもの)

以上の必要書類を当組合窓口へご提出願います。

なお、①、②につきましては、本ページ下部より印刷することができます。

(窓口においてもご用意しておりますので、最寄の営業店までお立ち寄りください)

7. 奨学金の給付取り止め

(1) 給付対象者が入学を辞退した場合、または青森県外の高校に入学した場合は、給付を取り止めします。

※口座開設時、または振込予定日までに就学証明書（在学証明書等）を提出していただきます。証明書による入学を確認後、奨学金を振込します。

8. その他

ご提出いただいた書類はご返却いたしませんので、予めご了承ください。

【お問い合わせ先】

青森県信用組合 総務部

受付時間：当組合営業日（月～金） 9：00～17：00

〒030-8649 青森市大字浜田字玉川207番1

TEL 017-739-7110

給付型奨学金「けんしんよう はばたき奨学金」給付申込書

申込日 令和 年 月 日

青森県信用組合
理事長 堀内 元博 殿

貴組合の給付型奨学金「けんしんよう はばたき奨学金」の給付を受給したく、下記の通り申込みいたします。

申込人 (本人)	フリガナ					写真貼付	顔写真 縦 4.0cm 横 3.0cm 以内
	氏名	⑩					
	生年月日	平成 年 月 日 (歳)	性別	男・女			
	住所	〒 —					
	連絡先 電話番号	(自宅) — —					
卒業中学	学校名	中学校					
入学高校	学校名	高等学校 科					
進学にあたっての意気込み等をご記入下さい		※必ずご記入ください。					
保護者	フリガナ					申込人との続柄	
	氏名	⑩					
	生年月日	(昭和・平成) 年 月 日 (歳)	性別	男・女			
	住所	〒 —					
	連絡先 電話番号	(自宅) — —					
		(携帯) — —					

(留意事項)

- ・原則、申込人（本人）および保護者それぞれ本人が自署してください。
- ・ご提出いただいた書類はご返却いたしませんので、予めご了承ください。
- ・募集人員を超える応募があった場合は、厳正な選考の結果、受給者を決定します。

【青森県信用組合使用欄】

営業店受付 店名 _____

給付年度	令和 年度	受付番号		受付日	令和 年 月 日
------	-------	------	--	-----	----------

【添付書類確認】

- 個人情報保護に関する同意書 合格通知書
 住民票謄本（世帯全員の住民票で続柄記載のもの）
 所得に関する書類

【 総 務 部 】

部長印	検印	係印

個人情報保護に関する同意書

けんしんよう はばたき奨学金 申込者各位

青森県青森市大字浜田字玉川 207 番 1
青森県信用組合

当組合は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に基づき、「けんしんよう はばたき奨学金」の申込者およびその保護者等関係者の個人情報を、下記の業務内容および利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

1. 業務内容

「けんしんよう はばたき奨学金」の給付事業遂行に必要な業務
(申込者および保護者の審査、決定、給付および管理に付随する業務)

2. 利用目的

- 「けんしんよう はばたき奨学金」の申込みに伴う審査、決定および奨学金給付等に際しての判断のため
- 「けんしんよう はばたき奨学金」の給付事業執行の妥当性の判断や業務管理を適切に遂行するため

以上

令和 年 月 日

青森県信用組合 御中

上記の利用目的の明示を受けましたので、その確認および同意の上、「けんしんよう はばたき奨学金」の給付を申込みいたします。

申込者 (本人)	住所	〒 -
	氏名	⑩
保護者	住所	〒 -
	氏名	⑩

※自署捺印

【青森県信用組合使用欄】